

住民サービスの向上に プラス!!

～税源移譲による事務事業の見直し事例～

医療



地場産業



障害者の
暮らし



平成18年5月31日
地方六団体

◆**医療にプラス!!**

看護師をめざす学生への修学資金
貸し付けのための補助金

税源移譲



◆これまでは、国が
定めた診療所など
に就職した場合に
のみ修学資金を返
還免除

看護師が不足している地域に看護師
がシフトできるよう、不足している
地域の医療機関等に一定期間就業す
ることで、修学資金の返還を免除
(高知県)

◆これまでは、看護
師になった後のレベ
ルアップは国庫補助
対象外

レベルアップをめざす看護職員のため
に認定看護師資金を創設
(滋賀県)



◆これまでは、看護
師をめざす学生に
対象が限定

教育委員会の育英資金で看護師をめ
ざす学生を支援。修学資金は、県内
で不足している小児科医・産科医を
めざす学生への資金にシフト(佐賀
県)

中小企業の経営支援等のための補助金

税源移譲



◆ 地場産業にプラス!!

◆ これまでは、研究用備品の購入等は対象外

産学官の研究グループの支援について、従来から要望の強かった研究用備品の購入・レンタル等も補助対象に追加（和歌山県）

◆ これまでは、行政が派遣する経営コンサルタントの指導を受けられるのは企業等に限定

経営相談・指導のコンサルタントを派遣する事業の対象に、NPO法人を追加（秋田県、佐賀県）

◆ これまでは、経営コンサルタント等の専門家派遣事業について、企業側が、1/3を負担

企業から受講機会を増やしてほしいという意見もあり、企業負担を1/2に引き上げるが、より多くの企業への支援を可能にした（山形県）



◆**障害者のくらしにプラス!!**

高齢者の身の回りの
生活支援のための補助金

税源移譲

◆これまでは、身の回りの世話をする軽度生活援助事業は、65歳以上の高齢者が対象

65歳以下の障害者も軽度生活援助事業を利用できるようにして、大雪の除雪作業を実施し、生活の安全を確保（秋田県男鹿市）

◆これまでは、外出支援サービスは、65歳以上の高齢者が原則

年齢制限をなくして、「在宅で歩行が困難で車いすなどを使用している者や寝たきりで交通機関を利用することができない者」と、真に必要な住民が利用できるようにした（石川県白山市）



問い合わせ先 地方自治確立対策協議会（地方六団体）
事務局 03-5212-9134